

横見郡久保田村にみる佐倉藩飛地領の基礎的考察

高木謙一

はじめに

平成二十二年三月、埼玉県立文書館収蔵文書目録第49集「新井(仇)家文書目録(一)」が刊行された。武蔵国横見郡久保田村の新井(仇)家文書は、慶長初期から昭和初期まで二万二一三・八三三点に及ぶ、「名主文書」である。同家文書の特色はさまざまであるが、筆者は久保田村を含む周辺地域の支配体制に着目したい。なお、他の特色については目録の解説を参照とし、本稿では割愛させていただく。

宝暦十三年(一七六三)、下総国佐倉藩二代藩主堀田正順の領地の一部が武蔵国横見郡に移され、これにより同郡久保田村周辺の十一ヶ村は佐倉藩領となった(位置は次頁図参照のこと)。同藩の研究については、木村礎氏による城附領及び出羽国山形領の分析を通じて、藩領の規模や家臣団の編成などを中心に大きな成果が得られた。⁽¹⁾

佐倉藩は、延享三年(一七四六)以降、出羽国山形領四万石を除いて領内を五つの地域に区分した。弘化四年(一八四七)「藩領村々取締手合分」⁽²⁾によれば、城附領(佐倉城下周辺)及び関東各地の飛地は、殖生手合・千葉手合・野州手合・西郷手合・武州手合の五支配地域に

分けられている。久保田村を含む横見郡や埼玉郡の村々は、武州手合に属した。武州手合の詳細については次の通りである。

武州手合 代官河内駒之助(代官手代五名、名前略)

上代 長熊 馬橋 瓜坪新田 榎戸新田 大関新田 文違

雁丸新田 高松 下台 墨 古沢 尾上 飯積 新橋 中沢

新中沢 立沢 高野 根本名 大和(遠在)武州埼玉郡 百間

蓮谷 糸原 青柳 上関戸 高虫 北条崎^(條) 小演^(送) 下藤井 蓑沢

同州横見郡 蚊斗谷 下銀谷 上銀谷 谷口 丸貫 北下砂

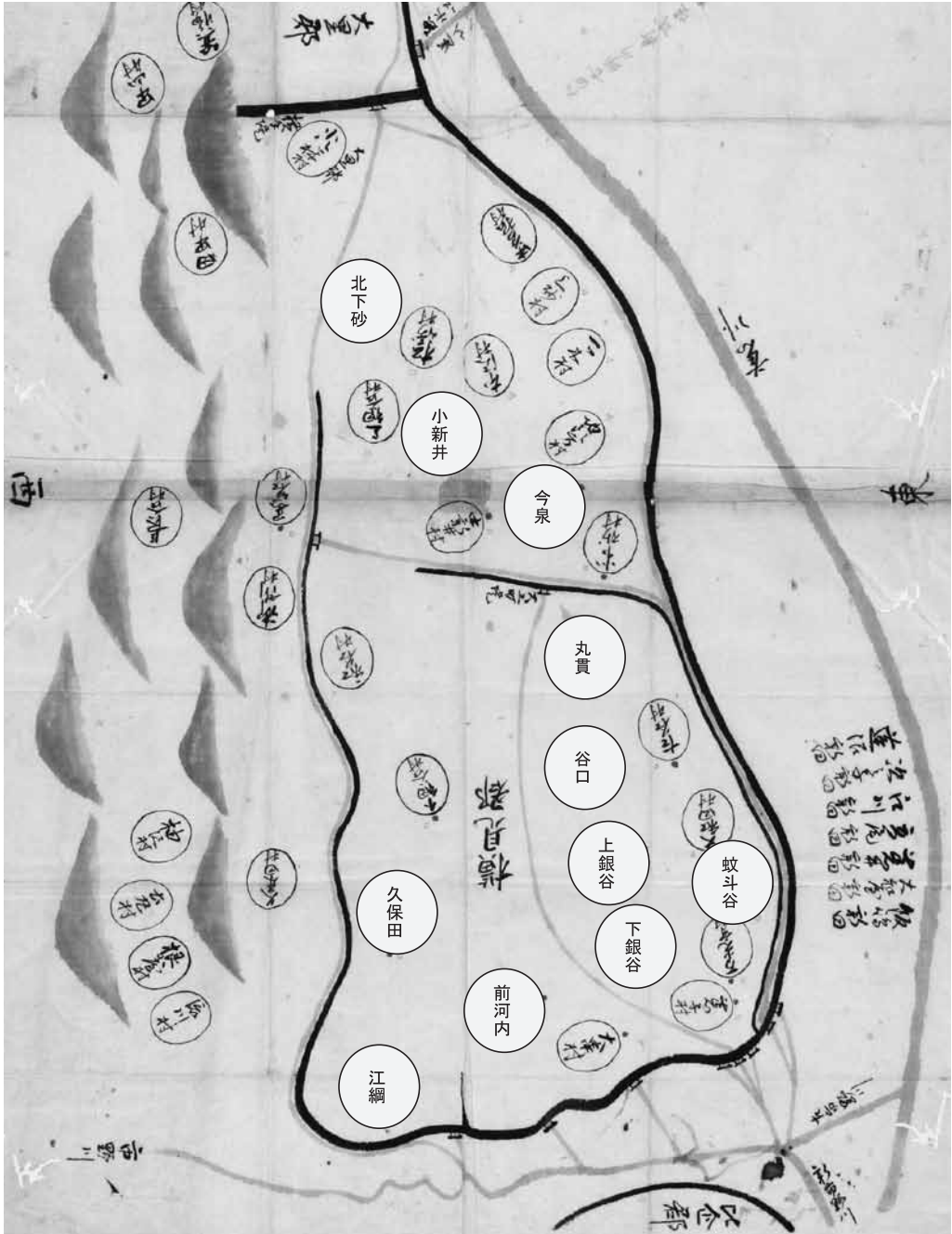
今泉村両組 久保田村両組 江綱 前河内 小新井 相州高座郡

用田 吉岡 小園 国分 上河内 同州大住郡 大竹 沼目 落崎^(崎)

大組小組 上落合定掛り忠右工門組 打間木 西海地 宮下

平等寺 新土村新領古領 上谷 同州愛甲郡 下船子 長谷。

文中にある「代官河内駒之助」は、佐倉藩の代官であり、藩庁の触を村役人に達し、その施行を督励する役割を担っていた。



大園堤内外横見郡村々絵図 (新井(宥)家文書6162) に一部加筆

また、「久保田村両組」とあるが、久保田村は村内を四つの組に分けており、その内の二組を指している。それぞれ組の名称にはその組の名主の名が用いられ、年貢割付状の下付なども組ごとに行われた。

「両組」の一つは、元久太夫組つまり新井家十代名主八郎右衛門栄興の組を指すと思われるが、もう一つの組は不明である。また「今泉村両組」についても、明和四年（一七六七）以降は二組に分けて村政を執り行っており、それらを指すと考えられる。

新井(佻)家文書には、佐倉藩からの触、達、請書や恒常的な年貢、上屋敷普請や佐倉城堀普請などの臨時的な課役などの文書が残されている。本稿ではそれらのうち、佐倉藩との関わりが読み取れるものを中心に紹介するとともに、いくつか考察を試みたい。

一 年貢收取の体制について

先述の通り、久保田村は四組に分かれていたため、年貢割付状や皆済目録、年貢割合・取立・勘定帳など年貢に関する文書が多量に残されている。なかでも年貢割付状は、万治二年（一六五九）十月に代官中川八郎左衛門によるものにはじまり、明治初期まで現存している。

年貢割付状は、領主と村々の定期的な関係が読み取れる史料であるため、佐倉藩がどのように武蔵国の村々を支配していたのかを考察することができるとは。したがって本節では、年貢割付状を中心に取りあげていく。

【表1】（次頁以降参照）は、宝暦十三年から慶応三年（一八六七）

までの久保田村の年貢割付状を基にして作成した佐倉藩役人の一覧である。この表から、佐倉藩がどのように武州手合の村々と関わりを持つていたのかをみていきたい。

まず、佐倉藩の支配体制を先行研究から確認しておく。³⁾ 佐倉藩には郡奉行（役高一五〇石）が四名置かれ、このうち二名は出羽国山形領柏倉陣屋で政務を月番で行っている。郡奉行は藩士の格としては最高層である。「給人格」で民政の直接担当者であり、その下に「中小姓」格の代官（役高五〇俵）を従えていた。

宝暦十一年「正亮公御代分限帳」⁴⁾によれば、代官は一三名置かれ、内訳は山方一、蔵方一、御預り所代官一があり、本来の代官は一〇名（山方兼務一）であったことがわかる。このうち柏倉陣屋に詰めている代官は三名程度であり、残り六名前後が城附領と出羽国山形領以外の飛地を支配していたようである。さらにその下に郡奉行手代（役高一七俵）が二名、代官手代（役高一三俵〜二〇俵）が三〇名置かれた。

代官支配の分掌については、木村礎氏による「佐倉藩雜記」の検証によりその詳細が明確になっている。⁵⁾ 文化十三年（一八一六）、代官水飼五八郎は、城附領二ヶ所の他に武蔵国埼玉郡・横見郡及び相模国愛甲郡・高座郡を直接管掌していた。また、年貢割付状・皆済目録をみると、それぞれの管掌村に関係なく代官全員が署名している。氏はその結果から、佐倉藩の代官は、幕府代官とは異なり、一定の与えられた管掌地のなかで自己の責任において民政を施行していくような存在ではなかったのではないかと述べられている。それは、法令発布

【表1】

No	文書番号	久保田村組名	年月	佐倉藩役人名 (※左から署名捺印順)						
1	4008	新田宇左衛門組	宝曆13年10月	木村谷左衛門	出野治郎兵衛*1	志田八百右衛門*1	山本源八	河西一郎次	水銅茂太夫	大塚四郎三郎
2	4009	宇左衛門組	宝曆13年10月	木村谷左衛門	出野治郎兵衛*1	志田八百右衛門*1	山本源八	河西一郎次	水銅茂太夫	大塚四郎三郎
3	4325	新田惣兵衛組	宝曆13年10月	木村谷左衛門	出野治郎兵衛*1	志田八百右衛門*1	山本源八	河西一郎次	水銅茂太夫	大塚四郎三郎
4	4332	新田源治郎兵衛組	宝曆13年10月	木村谷左衛門	出野治郎兵衛*1	志田八百右衛門*1	山本源八	河西一郎次	水銅茂太夫	大塚四郎三郎
5	4302 9322	新田宇左衛門組	明和元年10月	富岡儀助	渡辺富右衛門					
6	4306	宇左衛門組	明和元年10月	富岡儀助	渡辺富右衛門					
7	4303	宇左衛門組	明和2年10月	富岡儀助	大塚四郎三郎	木村五太夫*2	佐藤彦太夫*1			
8	4304	新田宇左衛門組	明和2年10月	富岡儀助	大塚四郎三郎	木村五太夫*2	佐藤彦太夫*1			
9	4274	新田宇左衛門組	明和3年10月	富岡儀助	大塚四郎三郎	木村五太夫	佐藤彦太夫*5			
10	4305	宇左衛門組	明和3年10月	富岡儀助	大塚四郎三郎	木村五太夫	佐藤彦太夫*5			
11	4307	宇左衛門組	明和4年10月	富岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫*2	佐藤彦太夫			
12	4308	新田宇左衛門組	明和4年10月	富岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫*2	佐藤彦太夫			
13	4275	新田宇左衛門組	明和5年10月	富岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫*2			
14	4309	宇左衛門組	明和5年10月	富岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫*2			
15	4276	宇左衛門組	明和6年10月	富岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫*2	佐藤彦太夫			
16	4310	新田宇左衛門組	明和6年10月	富岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫*2	佐藤彦太夫			
17	4277	宇左衛門組	明和7年10月	明和7年10月	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	田中紋太夫*3	朝比奈新藏	西山伝六
18	4278	新田宇左衛門組	明和7年10月	木村谷左衛門	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	田中紋太夫*3	朝比奈新藏	西山伝六
19	4280	宇左衛門組	明和8年10月	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	田中紋太夫	朝比奈新藏	西山伝六*6	田中甚左衛門
20	4281	新田宇左衛門組	明和8年10月	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	田中紋太夫	朝比奈新藏	西山伝六*6	田中甚左衛門
21	4241	宇左衛門組	安永6年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	朝比奈新藏*6	
22	4252	新田宇左衛門組	明和9年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	田中紋太夫	朝比奈新藏*6
23	4242	宇左衛門組	安永2年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	下坂新六	田中紋太夫*6
24	4311	新田宇左衛門組	安永2年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	下坂新六	田中紋太夫*6
25	4243	宇左衛門組	安永3年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	服部佐左衛門	下坂新六
26	4312	新田宇左衛門組	安永3年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水銅茂太夫	富岡儀助	服部佐左衛門	下坂新六
27	4244	宇左衛門組	安永4年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫*7	水銅茂太夫	山本源八	出野治郎兵衛	服部佐左衛門
28	4313	新田宇左衛門組	安永4年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫*7	水銅茂太夫	山本源八	出野治郎兵衛	服部佐左衛門
29	4246	宇左衛門組	安永5年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	水銅茂太夫	服部佐左衛門	下坂新六
30	4247	新田宇左衛門組	安永5年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	水銅茂太夫	服部佐左衛門	下坂新六
31	4248	宇左衛門組	安永6年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	水銅茂太夫	服部佐左衛門	服部佐左衛門
32	4314	新田宇左衛門組	安永6年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	広田十郎太夫	水銅茂太夫	服部佐左衛門
33	4249	宇左衛門組	安永7年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	広田十郎太夫	服部佐左衛門	下坂新六
34	4315	新田宇左衛門組	安永7年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	広田十郎太夫	服部佐左衛門	下坂新六
35	4251	宇左衛門組	安永9年10月	小泉左助	志村宇右衛門	山本源八	望月清右衛門	広田十郎太夫	佐藤彦太夫	服部佐左衛門
36	4316	新田宇左衛門組	安永9年10月	小泉左助	志村宇右衛門	山本源八	望月清右衛門	広田十郎太夫	佐藤彦太夫	服部佐左衛門
37	4288	宇左衛門組	天明元年10月	小泉左助	志村宇右衛門	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門
38	4293	新田宇左衛門組	天明元年10月	小泉左助	志村宇右衛門	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門
39	4283	宇左衛門組	天明2年10月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門
40	4294	新田宇左衛門組	天明2年10月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門
41	4284	宇左衛門組	天明3年10月	奈良嘉左衛門*8	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	桜井五郎兵衛
42	4295	新田宇左衛門組	天明3年10月	奈良嘉左衛門*8	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	桜井五郎兵衛
43	4285	宇左衛門組	天明4年10月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	樋内金助	桜井五郎兵衛
44	4296	新田宇左衛門組	寛政4年10月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	樋内金助	桜井五郎兵衛
45	4289	宇左衛門組	天明5年10月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	長新十郎	桜井五郎兵衛
46	4287	新田宇左衛門組	天明6年10月	小泉左助	荒野佐兵衛*8	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	山上造酒	長新十郎
47	4290	宇左衛門組	天明6年10月	小泉左助	荒野佐兵衛*8	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	山上造酒	長新十郎
48	4286	新田宇左衛門組	天明7年10月	小泉左助*3	荒野佐兵衛*8	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	出野治郎兵衛	山上造酒
49	4291	宇左衛門組	天明7年10月	小泉左助*3	荒野佐兵衛*8	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	出野治郎兵衛	山上造酒
50	4147	宇左衛門組	寛政2年10月	石井武八郎	太田近右衛門	小泉左助	水銅五八郎	広田十郎太夫*9	田中文之進	山本源八
51	4148	新田宇左衛門組	寛政2年10月	石井武八郎	太田近右衛門	小泉左助	水銅五八郎	広田十郎太夫*9	田中文之進	山本源八
52	4149	宇左衛門組	寛政3年10月	石井武八郎	田中文之進	水銅五八郎	安塚久之丞	小泉左助*9	広田十郎太夫	山本源八
53	4150	新田宇左衛門組	寛政3年10月	石井武八郎	田中文之進	水銅五八郎	安塚久之丞	小泉左助*9	広田十郎太夫	山本源八
54	4151	宇左衛門組	寛政4年10月	石井惣太夫	田中文之進*8	荒野佐兵衛	水銅五八郎	広田十郎太夫	山本源八	西山権右衛門
55	4143	新田八郎右衛門組	寛政5年10月	石井惣太夫	田中文之進	水銅五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八
56	4152	八郎右衛門組	寛政5年10月	石井惣太夫	田中文之進	水銅五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八
57	4144	新田八郎右衛門組	寛政6年10月	石井惣太夫	田中文之進*10	水銅五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八*10
58	4153	八郎右衛門組	寛政6年10月	石井惣太夫	田中文之進*10	水銅五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八*10
59	4145	新田八郎右衛門組	寛政7年10月	森口亀八	石井惣太夫	水銅五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門*10	広田十郎太夫	山本源八
60	4154	八郎右衛門組	寛政7年10月	森口亀八	石井惣太夫	水銅五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門*10	広田十郎太夫	山本源八
61	4146	新田重郎右衛門組	寛政10年10月	森口文助	藤本段九郎	石井六右衛門	水銅五郎四郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	田中新平
62	4155	十郎右衛門組	寛政10年10月	森口文助	藤本段九郎	石井六右衛門	水銅五郎四郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	田中新平
63	4176	新田十郎右衛門組	享和元年10月	森口文助	奈良嘉左衛門	水銅五郎四郎	成田鶴兵衛	荒野佐兵衛	田中新平	山本九右衛門
64	4178	十郎右衛門組	享和元年10月	森口文助	奈良嘉左衛門	水銅五郎四郎	成田鶴兵衛	荒野佐兵衛	田中新平	山本九右衛門

横見久保田村にみる佐倉藩飛地領の基礎的考察(高木)

No.	文書番号	久保田村組名	年月	佐倉藩役人名 (※左から署名捺印順)							
65	4177	新田十郎右衛門組	享和2年閏10月	奈良嘉左衛門	水飼五郎四郎	成田鶴兵衛	荒野佐兵衛	広田新平	山本九右衛門	伊沢伴左衛門	
66	4179	十郎右衛門組	享和2年10月	奈良嘉左衛門	水飼五郎四郎	成田鶴兵衛	荒野佐兵衛	広田新平	山本九右衛門	伊沢伴左衛門	
67	4180	十郎右衛門組	享和3年10月	森口文助※10	奈良嘉左衛門	水飼五郎四郎	成田鶴兵衛	広田新平	伴村右衛門	山本九右衛門	
68	4156	新田十郎右衛門組	文化元年10月	大沢永右衛門	星川嘉兵衛	奈良嘉左衛門	水飼五郎四郎	成田鶴兵衛※3	伴村右衛門	山本九右衛門	
69	4162	十郎右衛門組	文化元年10月	大沢永右衛門	星川嘉兵衛	奈良嘉左衛門	水飼五郎四郎	成田鶴兵衛※3	伴村右衛門	山本九右衛門	
70	4157	新田八郎右衛門組	文化4年10月	大沢永右衛門	星川嘉兵衛	奈良嘉左衛門※10	日野角七	水飼五郎四郎	成田鶴兵衛	山本九右衛門	
71	4163	十郎右衛門組	文化4年10月	大沢永右衛門	星川嘉兵衛	奈良嘉左衛門※10	日野角七	水飼五郎四郎	成田鶴兵衛	山本九右衛門	
72	4181	十郎右衛門組	文化5年10月	大沢永右衛門	星川嘉兵衛※10	奈良嘉左衛門	日野角七	水飼五郎四郎	成田鶴兵衛	山本九右衛門	
73	4158	新田十郎右衛門組	文化7年10月	大沢永右衛門※3	織田数右衛門	日野角七	水飼五郎四郎※3	成田鶴兵衛	山本九右衛門	宅間市佐	
74	4182	十郎右衛門組	文化7年10月	大沢永右衛門※3	織田数右衛門	日野角七	水飼五郎四郎※3	成田鶴兵衛	山本九右衛門	宅間市佐	
75	4183	新田長蔵組	文化7年10月	大沢永右衛門※3	織田数右衛門	日野角七	水飼五郎四郎※3	成田鶴兵衛	山本九右衛門	宅間市佐	
76	4159	新田十郎右衛門組	文化10年10月	大沢永右衛門	蒲生三九郎	神猪佐衛門	大森藤兵衛	日野角七	成田鶴兵衛	安塚門太	
77	4184	十郎右衛門組	文化10年10月	大沢永右衛門	蒲生三九郎	神猪佐衛門	大森藤兵衛	日野角七	成田鶴兵衛	安塚門太	
78	4160	新田十郎右衛門組	文化13年10月	大沢永右衛門	水飼五郎	蒲生三九郎	神猪佐衛門※5	大森藤兵衛	日野角七	成田鶴兵衛	
79	4185	十郎右衛門組	文化13年10月	大沢永右衛門	水飼五郎	蒲生三九郎	神猪佐衛門※5	大森藤兵衛	日野角七	成田鶴兵衛	
80	4186	十郎右衛門組	文化14年10月	大沢永右衛門※8	平田半十郎	水飼五郎	神猪佐衛門	大森藤兵衛	日野角七	成田鶴兵衛※10	
81	4187	十郎右衛門組	文政2年10月	鈴木右門	平田半十郎	大沢五郎大夫	水飼五郎	河合清左衛門	日野角七	成田鶴兵衛	
82	4188	新田十郎右衛門組	文政2年10月	鈴木右門	平田半十郎	大沢五郎大夫	水飼五郎	河合清左衛門	日野角七	成田鶴兵衛	
83	4161	新田長蔵組	文政4年10月	鈴木右門	平田半十郎※8	大沢五郎大夫	水飼五郎	河合清左衛門※8	日野角七	成田鶴兵衛	
84	4189	十郎右衛門組	文政4年10月	鈴木右門	平田半十郎※8	大沢五郎大夫	水飼五郎	河合清左衛門※8	日野角七	成田鶴兵衛	
85	4190	新田十郎右衛門組	文政4年10月	鈴木右門	平田半十郎※8	大沢五郎大夫	水飼五郎	河合清左衛門※8	日野角七	成田鶴兵衛	
86	4191	十郎右衛門組	文政5年10月	鈴木右門	平田半十郎	水飼五郎	河合清左衛門※8	日野角七	成田鶴兵衛※10	見立矢柄	
87	4266	新田十郎右衛門組	文政5年10月	鈴木右門	平田半十郎	水飼五郎	河合清左衛門※8	日野角七	成田鶴兵衛※10	見立矢柄	
88	4267	休太夫組	文政6年10月	日野林七	鈴木右門	佐治新蔵	平田半十郎	河合清左衛門	水飼五郎	見立矢柄	
89	4270	休太夫組	文政7年10月	日野林七	鈴木右門	佐治新蔵	平田半十郎	蒲生九蔵	河合清左衛門	水飼五郎	
90	4268	新田休太夫組	文政8年10月	日野林七	鈴木右門	佐治新蔵	平田半十郎	蒲生九蔵※8	河合清左衛門	水飼五郎	
91	4269	新田休太夫組	文政9年10月	日野林七	鈴木右門	佐治新蔵	平田半十郎	蒲生九蔵	河合清左衛門※8	水飼五郎	
92	4271	休太夫組	文政10年10月	日野林七	鈴木右門	佐治新蔵	平田半十郎	蒲生九蔵	河合清左衛門	水飼五郎	
93	4272	新田休太夫組	文政10年10月	日野林七	鈴木右門	佐治新蔵	平田半十郎	蒲生九蔵	河合清左衛門	水飼五郎	
94	4273	休太夫組	文政11年10月	日野林七	鈴木右門※8	佐治新蔵	平田半十郎	蒲生九蔵	河合清左衛門	水飼五郎	
95	4210	新田休太夫組	天保2年10月	日野林七	井上兵右衛門	蒲生九蔵	安塚右中太	河合清左衛門	大築弥市	水飼五郎	
96	4212	休太夫組	天保2年10月	日野林七	井上兵右衛門	蒲生九蔵	安塚右中太	河合清左衛門	大築弥市	水飼五郎	
97	4217	新田休太夫組	天保3年10月	大木森蔵	井上兵右衛門	蒲生九蔵	安塚右中太	柴田新左衛門	大築弥市	水飼五郎	
98	4221	休太夫組	天保3年10月	大木森蔵	井上兵右衛門	蒲生九蔵	安塚右中太	柴田新左衛門	大築弥市	水飼五郎	
99	4216	休太夫組	天保4年10月	大木森蔵※8	井上兵右衛門	蒲生九蔵	安塚右中太	柴田新左衛門	大築弥市	水飼五郎	
100	4219	休太夫組	天保5年10月	大木森蔵※8	井上兵右衛門	蒲生九蔵	安塚右中太	柴田新左衛門	大築弥市	水飼五郎	
101	4208	新田休太夫組	天保6年10月	大木森蔵	井上兵右衛門	平尾一郎大夫	蒲生九蔵	安塚右中太	柴田新左衛門	水飼五郎	
102	4218	休太夫組	天保6年10月	大木森蔵	井上兵右衛門	平尾一郎大夫	蒲生九蔵	安塚右中太	柴田新左衛門	水飼五郎	
103	4213	休太夫組	天保7年10月	井上兵右衛門	平尾一郎大夫※8	安塚右中太	柴田新左衛門	斎藤兵衛	蒲生九蔵	水飼五郎	
104	4211	休太夫組	天保9年10月	日野角七	井上兵右衛門	平尾一郎大夫※8	柴田新左衛門	安塚右中太	蒲生九蔵	水飼五郎	
105	4220	新田休太夫組	天保9年10月	日野角七	井上兵右衛門	平尾一郎大夫※8	柴田新左衛門	安塚右中太	蒲生九蔵	水飼五郎	
106	4209	新田休太夫組	天保12年10月	日野角七	井上兵右衛門	平尾一郎大夫	柴田新左衛門	安塚右中太	蒲生九蔵	水飼五郎	
107	4214	休太夫組	天保12年10月	日野角七	井上兵右衛門	平尾一郎大夫	柴田新左衛門	安塚右中太	蒲生九蔵	水飼五郎	
108	4215	新田元休太夫組	天保15年10月	菅谷忠蔵	河内駒之助	日野角七	柴田新左衛門	蒲生九蔵	水飼五郎	小嶋善右衛門	
109	4264	元休太夫組	弘化2年10月	菅谷忠蔵	河内駒之助	日野角七	柴田新左衛門	蒲生九蔵	水飼治太夫	水飼五郎	
110	4260	元休太夫組	弘化3年10月	半沢益蔵	河内駒之助	神勝弥	日野角七	水飼治太夫	蒲生九蔵	水飼五郎	
111	4261	新田元休太夫組	弘化3年10月	半沢益蔵	河内駒之助	神勝弥	日野角七	水飼治太夫	蒲生九蔵	水飼五郎	
112	4262	元休太夫組	弘化4年10月	河内駒之助	神猪佐衛門	日野角七	水飼治太夫	蒲生九蔵	近藤九郎佐衛門	田中甚左衛門	
113	4263	新田元休太夫組	弘化4年10月	河内駒之助	神猪佐衛門	日野角七	水飼治太夫	蒲生九蔵	近藤九郎佐衛門	田中甚左衛門	
114	4255	元休太夫組	嘉永5年10月	桜井繁治郎	内田弁太郎※11	河内駒之助	神猪佐衛門	成田友之進※11	柴田新左衛門	浅見七兵衛	
115	4256	新田元休太夫組	嘉永5年10月	桜井繁治郎	内田弁太郎※11	河内駒之助	神猪佐衛門	成田友之進※11	柴田新左衛門	浅見七兵衛	
116	4257	元休太夫組	嘉永6年10月	小林藤十郎	桜井永助※11	内田弁太郎	河内駒之助	神猪佐衛門	成田友之進	柴田新左衛門	
117	4224	元休太夫組	安政4年10月	窪田庄九郎	小柴新一郎	桜井永助	日野林七	成田友之進	大木桶右衛門	牧野平兵衛	
118	4225	新田元休太夫組	安政4年10月	窪田庄九郎	小柴新一郎	桜井永助	日野林七	成田友之進	大木桶右衛門	牧野平兵衛	
119	4226	新田嘉右衛門組	安政4年10月	窪田庄九郎	小柴新一郎	桜井永助	日野林七	成田友之進	大木桶右衛門	牧野平兵衛	
120	4222	元休太夫組	安政5年10月	窪田庄九郎	小柴新一郎	桜井永助	日野林七	隅谷静二	成田友之進	大木桶右衛門	
121	4227	新田元休太夫組	安政6年10月	窪田庄九郎	小柴新一郎	日野林七	桜井永助	隅谷静二	成田友之進	大木桶右衛門	
122	4228	元休太夫組	安政6年10月	窪田庄九郎	小柴新一郎	日野林七	桜井永助	隅谷静二	成田友之進	大木桶右衛門	
123	4229	新田嘉右衛門組	安政6年10月	窪田庄九郎	小柴新一郎	日野林七	桜井永助	隅谷静二	成田友之進	大木桶右衛門	
124	4258	久太夫組	文久2年10月	井上兵助	桜井永助※3	大沢伴次郎	大築弥市	成田友之進	大木桶右衛門	荒野能蔵	
125	4259	新田久太夫組	文久2年10月	井上兵助	桜井永助※3	大沢伴次郎	大築弥市	成田友之進	大木桶右衛門	荒野能蔵	
126	4203	久太夫組	慶応2年10月	渡辺又十郎	山口用之助※12	桜井永助	大築弥市	阿部鬼毛※12	田内秀次郎	荒野能蔵	
127	4197	新田久太夫組	慶応3年10月	渡辺又十郎※14	山口用之助	大築弥市	大塚三郎	阿部龍造	田内秀次郎	荒野能蔵	

凡例 ※1 羽州御用二付無印、※2 野州御用(出役)二付無印、※3 江戸(出府)二付無印、※4 日光御用二付無印、※5 御用引(御用出)二付無印、※6 関宿出役二付無印、※7 差控(差合)二付無印、※8 出出(在番)二付無印、※9 北根須賀出役二付無印、※10 病気二付無印、※11 木戸勤番二付無印、※12 不詰合二付無印、※13 相州御用二付無印、※14 上京二付無印

など佐倉藩民政の実質的な担い手は代官ではなく郡奉行であったことを根拠とするものであった。

次に、木村氏の検証を踏まえて、久保田村の実情を【表1】から具体的に窺っていきたい。宝暦十三年の年貢割付状をみると、署名捺印している役人が前年の二人から一三人に著しく増加している。これは、当地域が佐倉藩領になり、同藩の役人による年貢取付体制が始まったことを示している。その後、代官の数は一時的に減少するが、一二年前後による文書発給が定型化したようである。

年貢割付状に署名捺印している藩の役人は、代官・勘定頭・郡奉行である。例えば、安永十年(一七八一)「御年始姓名書上」⁽⁶⁾には、郡奉行源田覚兵衛・足立安左衛門・佐藤彦太夫(仮役)、代官山本源八・志村宇右衛門・小泉左助・広田十郎太夫・望月清右衛門の名前が確認でき、同時期の年貢割付状に署名捺印した者と一致する。また、天保七年(一八三六)一月、同藩領である下総国青菅村(現、千葉県佐倉市)の年貢割付状に名を列ねている役人は、代官井上兵右衛門・平尾一郎太夫・安塚右中太・柴田新左衛門・斎藤兵助・蒲生九蔵・水飼五郎八、勘定頭山崎善右衛門・山上仁左衛門・荒野又右衛門、郡奉行・宮崎平太夫・青木安太夫、以上である。⁽⁸⁾これらの役人たちは、同年の年貢割付状に名を列ねている役人とほぼ一致し、城附領と飛地領を兼任していることが窺い知れる。

また、所々に「羽州御用ニ付無印」や「野州御用ニ付無印」などの記載があるように、署名はしているものの、捺印をしていない役人の

【表2】久保田村本同年貢高変遷表

宝暦12年(1762) 12月 久太夫組		→	宝暦13年(1763) 10月 宇左衛門組	
村高211石5斗7升3合		→	変化なし	
取米64石5合		→	変化なし	
取永14貫973文7步		→	変化なし	
永15文9步	去已より納上木永	→	変化なし	
米1斗2升7合	御伝馬宿入用	→	米1石8斗2升9合	口米
米4斗2升4合	六尺給		永452文1步	口永
永529文8步	御藏前入用		米5斗5升1合	夫米
			永529文8步	夫永
納合米64石5斗5升6合		→	米66石3斗8升5合	
納合永15貫598文4步		→	永16貫50文5步	

宝暦13年(1763) 10月 宇左衛門組		→	寛政10年(1798) 10月 十郎右衛門組	
村高211石5斗7升3合		→	変化なし	
取米64石5合		→	取米52石9斗6升2合	
取永14貫973文7步		→	変化なし	
永15文9步	納上木永	→	変化なし	
米1石8斗2升9合	口米	→	米1石5斗1升3合	口米
永452文1步	口永	→	変化なし	
米5斗5升1合	夫米	→	変化なし	
永529文8步	夫永	→	変化なし	
米66石3斗8升5合		→	米55石2斗6合	
永16貫50文5步		→	変化なし	

寛政10年(1798) 10月 十郎右衛門組		→	天保6年(1835) 10月 休太夫組	
村高211石5斗7升3合		→	変化なし	
取米52石9斗6升2合		→	取米53石4斗3升9合	
取永14貫973文7步		→	取永14貫857文8步	
永拾5文9步	納上木永	→	変化なし	
米1石5斗1升3合	口米	→	米1石5斗2升7合	口米
永452文1步	口永	→	永448文6步	口永
米5斗5升1合	夫米	→	変化なし	
永529文8步	夫永	→	変化なし	
納合米55石2斗6合		→	米55石5斗1升7合	
納合永16貫50文5步		→	永15貫931文1步	

新井(优)家文書4329,4009,4155,4218より作成

存在が確認できる。これは、代官に一定の村を管掌させて年貢取取を行うのではなく、流動的に各飛地領へ配置させ、「手合」という支配の枠組みに関係なく実施されていたことを示している。最後に、久保田村本田に課せられた年貢高の実情について数量的な考察を加えておきたい。

【表2】のように、宝暦十二年から同十三年は、幕府領から佐倉藩

領になったため、高掛三役が口米・口永や夫役に変更されるなど記載形式が若干異なっている。一方で村高・取米・取永に変化はほぼみられないが、付加税が増えたため、納永高が上がっている。その後、寛政十年になると取米が減少し、以降天保六年までほぼ変わっていない。なお、久大夫組・宇左衛門組・十郎右衛門組・休大夫組はそれぞれ同組を指し、新井家五代・七代・八代・九代当主の名前が付けられている。

以上のような数量的考察から、領主変遷及び支配体制の変更によって、久保田村本田の年貢賦課の実情が変化することはほとんどなかったことがわかる。

二 藩の命令伝達と臨時的な課役について

ここでは、藩の役人が触や達などの命令を飛地である久保田村にどのように伝達したのか、また臨時的な課役などをどのように扱っていたのか、代官を中心に史料を抽出し、具体的に検討していく。

まず、法令関係の史料であるが、久保田村には、幕府からの触、達以外に佐倉役所が儉約令を出したり、⁽⁹⁾同藩の勘定頭である荒野龍蔵が発給した王政御一新の触などもみられる。⁽¹⁰⁾また、藩の役人に変更があった場合【史料一】～【史料三】のように代官が廻状で村々に伝達した。【史料一】は、植松求馬が家老に就任したことを代官水飼五郎八が伝達し【史料二】・【史料三】では、大築弥市が山方代官に、蒲生九蔵が代官にそれぞれ任命されたことが蚊斗谷村から順に村継ぎで伝え

られている。

【史料二】⁽¹¹⁾

〔包紙〕 廻状 水飼五郎八

蚊斗谷村始

植松求馬殿御家老被 仰付候、右之趣村中并寺社門前迄不洩様可為触知候、此廻状早々順達可致候、以上

九月廿一日 水飼五郎八 ⑩

蚊斗谷村
下銀谷村
上銀谷村

谷口村 ⑩

丸貫村 ⑩

北下砂 ⑩

今泉両組 ⑩

久保田村四組

江綱村

前河内村

小新井村 ⑩

右村々

名主方

【史料二】⁽¹²⁾

〔包紙〕 廻状 井上兵助 ⑩

佐倉領武州横見郡蚊斗谷村始 一

大築弥市山方代官被 仰付候

右之趣村中并寺社門前迄不洩様可触知候、此廻状早々順達可致候、
以上

九月二十三日 井上兵助 ㊦

蚊斗谷村 ㊦ 下銀谷村 ㊦

上銀谷村 ㊦ 谷口村 ㊦

丸貫村 ㊦ 北下砂 ㊦

今泉両組 ㊦ 小新井村 ㊦

久保田村四組 ㊦ 前河内村 ㊦

江 綱 村 ㊦

右村各方

【史料三】⁽¹³⁾

〔包紙〕 廻状 平田半十郎 ㊦

蚊斗谷村始 一

一当月五日蒲生九藏代官被 仰付候

一当月十九日

於鍼様御引越即日御婚禮被仰合候ニ付、諸事相慎、火之元別

入念可申候

一当末石代浅草御藏前御張紙直段米百俵ニ付、三拾五兩^江三兩増

都合三拾八兩、兩ニ米九斗式升壹合替を以石代被 仰付候

右之趣承知可有之候、此廻状早々順達当村之役所^江可相返候、

以上

二月十八日 平田半十郎

蚊斗谷村 ㊦ 下銀谷村 ㊦

上銀谷村 ㊦ 谷口村 ㊦

丸貫村 ㊦ 北下砂 ㊦

今泉両組 ㊦ 久保田村四組 ㊦

江 綱 村 ㊦ 前河内村 ㊦

小新井村 ㊦

右村各方

本稿では史料を掲載しないが、新井(旒)家文書「管割代官割替覚」⁽¹⁴⁾

には、代官の交替を七代当主宇左衛門堯知が記録している。文中には、

山本源八↓小泉左助、望月清右衛門↓山本源八、広田十郎大夫↓志村

宇右衛門、志村宇右衛門↓望月清右衛門、小泉左助↓広田十郎大夫の

ように割替が明確に書かれており、それぞれ管掌地と配下である手代

の名前が確認されている。さきの年貢割付状の考察でもわかるように、

代官の配置は極めて流動的であつたため、村方でも文書にして把握す

ることが必要であつたようである。

次に佐倉藩が久保田村に対して臨時的に徴収した課役について、代

官がどのように関係したのかをみていく。【史料四】・【史料五】は、

佐倉藩の江戸上屋敷類焼に係る普請金の上納について村々に命じた文

書である。

【史料四】⁽¹⁵⁾

覚

一金貳拾兩貳分也

右^者去春中江戸御上屋敷御類焼^ニ付此度御普請被遊候^ニ付、被仰付候御用金高百石^ニ付三兩宛之割合ヲ以納高之内半金上納請取候、以上

巳三月十日

富岡儀助

久保田村

四組名主方

【史料五】⁽¹⁶⁾

覚

高錢四拾四貫八百文之内

一金六兩也

右^者江戸御上屋敷御普請仕、手伝人足平均割合賃錢之内不残上納受取候、以上

午十一月七日

佐久間権太夫[㊦]

久保田村

名主方

その他にも日光の手伝御用金や⁽¹⁷⁾夫食拝借金⁽¹⁷⁾の徴収などは代官の役割であり、文書がいくつか残されている。また、【史料六】・【史料七】は、大検見に際して役人廻村の日程や人数などを具体的に伝えて、その賄いを村々に命じている。

【史料六】⁽¹⁸⁾

横見郡久保田村にみる佐倉藩飛地領の基礎的考察（高木）

覚

一米五升貳合五勺

人数拾四人

田中紋大夫上下六人手代窪田庄九郎[㊦] 七人十月十七日夕より同十八日朝迄^ニ付、賄但^者賄^者人^ニ付三合七勺五才

右^者為大検見廻村之節賄書面之通申付候、以上

子十月十八日 窪田庄九郎

久保田村

名主中

【史料七】⁽¹⁹⁾

〔^(包紙)久保田字左衛門様

今泉村仲右衛門

〕

覚

去丑十月五日昼より同七日朝迄上下五人御賄

但御^者人 三合七勺五才

一此米一斗一升貳合五勺

御代官

広田十郎太夫様

御手代

稲村瀬右衛門様

右御方様私方へ御泊り被遊候^ニ付、書面之通御用之由今日遣申候間、御請取可被下候、尤小扶持方手形無之候間、仍^而御心得可被下候、以上

代官の職務は、徴税を中心とする民政一般だけではなく、村の治

安・警察に関わるものがある。【史料八】は、足軽佐藤宗蔵という欠落人を見つけ次第、役所へ訴え出るように促す文書で、代官水飼五郎八が伝達している。また、【史料九】は久保田村新田の市五郎が他領である須野子新田の娘を誘引したことに対して、差し戻すように懸け合つたものの等閑にされた一件で、取調べをするように伊奈半左衛門役所から要請された文書である。

【史料八】⁽²⁰⁾

〔包紙〕
廻状

水飼五郎八

蚊斗谷村始 一

足軽佐藤宗蔵と申者、江月十六日致欠落候始末不届^ニ付三御奉行^江御届之上、尋被 仰付候、依之於御領内見掛候ハ、召捕可訴出候、他領^ニおゐて見掛候ハ、役所^江可訴出候、右之趣村中并寺社門前迄不洩様可為得心候、此廻状早々順達可致候、以上

九月廿四日 水飼五郎八 ㊦

蚊斗谷村

下銀谷村

上銀谷村

谷口村 ㊦

丸貫村 ㊦

北下砂 ㊦

今泉両組 ㊦

久保田村四組

江 綱 村

前河内村

小新井村 ㊦

右村々

名主方

【史料九】⁽²¹⁾

〔包紙〕
差紙

日野 休 七 ㊦

武州横見郡久保田村休太夫方 一

覚

久保田村

休太夫組

市五郎

伊勢次郎

鍋 吉

寅五郎

龜五郎

右名前之者村方^ニ有之候哉、早々相糺飛脚同道^ニて無遅滞罷出、右之義可申達候、以上

八月十九日 日野 休 七

久保田村

休太夫方

右^著伊奈半左衛門様御代官所横見郡須野子新田百姓新右衛門娘とら

を久保田村新田市五郎当七月十八日誘引出候^二付、市五郎^并同人組合之者^江、差戻候様懸合候得共等閑^ニいたし置候由、右一件^ニ付右名前之者共当御領分之者^ニ有之哉、相糺呉候様半左衛門様御役所より申来候間申遣候、尚又村役人印形持參可致候

おわりに

新井(佻)家文書は、武蔵国横見郡久保田村に関する史料は勿論、下総国佐倉藩の藩政に関係する史料が多く残されている。佐倉藩領の研究は、先述の通り木村礎氏により出羽国山形領等を中心に進められてきたが、⁽²²⁾久保田村のような武蔵国の飛地領についてはまだ検討の余地が残されているように思える。

本稿では、恒常的な年貢収取の体制やそれに関わる代官の役割などを中心に取り上げ、「武州手合」の追究を試みた。考察の材料としては、年貢割付状を基に【表1】を作成し、久保田村と関わりのある藩の役人を抽出した。今後、「佐倉藩年寄部屋日記」⁽²³⁾や「佐倉藩紀氏雑録」⁽²⁴⁾、「保受録 徒以下末々迄」⁽²⁵⁾などと比較検討することで、より実情を明確にすることができると考えられるが、本稿ではそこまでに至らず、今後の課題としたい。

【表1】でわかるように、佐倉藩の飛地領における年貢収取の体制は、幕府領とは異なり、郡奉行・勘定頭・代官が複数人で管掌したことが改めて確認できる。また、武蔵国久保田村を担当していた藩の役人は、城附領や出羽国山形領などを兼任していることが推測され、

横見郡久保田村にみる佐倉藩飛地領の基礎的考察(高木)

年々流動的に配置されていたことがわかった。以上の考察により、藩の代官は「一定の与えられた管掌地のなかで自己の責任において民政を施行していくような存在ではなかった」という木村氏の評価を裏付けるものとなりえるだろう。

次に、久保田村本田の年貢割付状を編年順に並べて数量的考察を行い、幕府から藩への年貢収取体制変遷の実情について検討した。これにより、久保田村では、支配体制の変容が年貢収取体制に影響するとはほとんどなかったことが確認できた。

佐倉藩の代官による命令伝達と臨時的な課役の徴収については、史料を紹介するに止まったが、幕府代官同様に藩の代官の職務が多岐にわたっていたことが確認できた。今後の課題としては、年貢皆済目録や廻状の分析を通して、個別に代官の役割・業績を明確にし、佐倉藩の飛地領支配について考察を深化させたい。

註

- (1) 木村礎「堀田佐倉藩の家臣団と藩領」〔藩領と大名〕所収、名著出版、一九九七、『藩史大事典』第二巻関東編(雄山閣、一九八九)
- (2) 「藩領村々取締手合分」〔佐倉市史〕巻一所収、佐倉市、一九七二
- (3) 前掲論文(1)
- (4) 「正亮公御代分限帳」〔千葉県史料近世篇 佐倉藩紀氏雑録〕所収、千葉県、一九八四
- (5) 前掲論文(1)

- (6) 新井(僞)家文書 一八二九三
- (7) 天保七年一月、「申御年貢可納免定」(『佐倉市史』卷一所収、佐倉市、一九七二)
- (8) 役人名は署名捺印の順になっており、後ほど地位が高い。
- (9) 新井(僞)家文書 四九五五、四九七一
- (10) 新井(僞)家文書 七七五六
- (11) 新井(僞)家文書 一六三三六
- (12) 新井(僞)家文書 一九七一七
- (13) 新井(僞)家文書 一七三七五
- (14) 新井(僞)家文書 七六三五
- (15) 新井(僞)家文書 一〇二九一
- (16) 新井(僞)家文書 一〇二九二
- (17) 新井(僞)家文書 一五五六一
- (18) 新井(僞)家文書 一八七八五
- (19) 新井(僞)家文書 八〇一七一二
- (20) 新井(僞)家文書 一六三三七
- (21) 新井(僞)家文書 一七二五九
- (22) 木村礎・杉本敏夫編『譜代藩政の展開と明治維新―下総佐倉藩―』(『文雅堂銀行研究社』一九六三)
- (23) 『千葉県史料近世篇 佐倉藩年寄部屋日記(一)』(千葉県、一九八二)
- (24) 『千葉県史料近世篇 佐倉藩紀氏雑録』(千葉県、一九八四)
- (25) 佐倉市史料叢書『保受録 徒以下末々迄』(佐倉市、二〇〇三)